

新川崎イノベーション拠点整備補助金取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、新川崎イノベーション拠点整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、この要領の定めによるもののほか、要綱で使用する用語の例による。

（研究所の範囲）

第3条 要綱第3条第1号に定める研究所の範囲には、企業、大学等のラボ及びオフィス、コワーキングスペース、オープンファクトリー、会議室、交流ラウンジ、展示スペースに加え、これらの主たる機能を補完するものを含めるものとする。ただし、補助対象経費として認めるものは、研究所の主たる機能の床面積を超えないこととする。

（償却資産）

第4条 要綱第3条第2号に規定する償却資産は、建物附属設備又は機械及び装置に区分されるものをいう。

（補助対象経費）

第5条 要綱第5条第1項に規定する補助対象経費から控除する費用は、次に定めるものとする。

- （1）不特定多数の人を対象とする飲食・物品販売施設・滞在施設、社員寮、フィットネスジム、教育関連施設、保育園、診療所等、研究開発機能と直接関係のない家屋又は償却資産の取得に要する費用
- （2）償却資産の申告の対象とならない資産（ソフトウェア、自動車、保険料、解体・移転費）の取得等に要する費用
- （3）駐車場機械装置等、研究開発工程を形成しない機械及び装置の取得に要する費用
- （4）大型特殊自動車等、自走式作業用機械設備の取得に要する費用
- （5）引越に要する運送費等の費用
- （6）既存建築物・設備等の取壊費用、調査費用等
- （7）消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、各種手数料（銀行振込、不動産仲介手数料等）
- （8）企業集団に属する企業や関係会社等との間で取引等が行われた土地又は家屋等の取得に要する費用

(9) その他、イノベーション拠点として本市が求める機能と直接関係のない家屋又は償却資産の取得に要する費用

(ファイナンスリース料)

第6条 要綱第5条第1項に規定する補助対象経費には、対象となる償却資産に係るファイナンスリース料を含めるものとし、ファイナンスリース契約を締結した時点から5年間のファイナンスリース料を合計した金額を補助対象経費として認める。この場合において、ファイナンスリース契約の始期が本事業における工事が全て完了した日以前のものについて、補助対象経費として認めるものとする。

(出資法人)

第7条 国、地方公共団体又はそれに準ずる機関からの出資の割合が合計で100分の25以上の法人等については、原則として新川崎イノベーション拠点整備補助金の補助対象事業者とならない。ただし、事業内容等を勘案して市長が特に認める場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、令和7年10月16日から施行する。